設楽町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

設楽町長 土屋 浩

## 設楽町規則第19号

設楽町契約規則の一部を改正する規則

設楽町契約規則(平成17年設楽町規則第44号)の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、町長が別に定める契約については、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

設楽町契約規則(平成17年設楽町規則第44号)新旧対照表

改正後	改正前
(予定価格の作成)	(予定価格の作成)
第13条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を	第13条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を
当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定	当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定
し、その予定価格を記載した書面を封入し、開札	し、その予定価格を記載した書面を封入し、開札
の際これを開札場所に置かなければならない。 <u>た</u>	の際これを開札場所に置かなければならない。
だし、町長が別に定める契約については、当該入	
札の執行前にその予定価格を公表することができ	
<u>5.</u>	